

自動車取得税(令和元年9月30日廃止)

自動車取得税は、自動車の取得に対して税を課するものです。

納める人(法第113条)

自動車(軽自動車を含む。)を取得し、県内に定置場を定めた人(割賦販売のものについては買主)です。

◇非課税(法第115条)

- ① 相続により自動車を取得した場合
- ② 法人の合併又は分割により自動車を取得した場合
- ③ 所有権留保付売買に係る自動車の所有権が、割賦払いの完了などにより、買主に移転された場合など

◇免税点(法第120条、法附則第12条の2の4)

取得価額が50万円以下である場合には課税されません。

納める額

◇税率(法第119条、法附則第12条の2の3)

自家用自動車	3%
営業用自動車	2%
軽自動車	2%

◇税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{自動車の取得価額} \\ \text{(課税標準額)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

◇取得価額の決定(法第118条)

自動車を取得したときの取得価額ですが、自動車に付加して一体となっている物(エアコン・カーナビなど)の価額も含まれます。

なお、無償による自動車の取得、親族その他特殊関係のある者からの自動車の取得等については、通常の取引価額が取得価額とみなされます。

納める方法(法第122条)

運輸支局(軽自動車については、軽自動車検査協会)で新規登録、移転登録、新規検査又は使用の届出を行うときに、併せて自動車取得税の申告書を提出し、税を納付します。

軽自動車以外の自動車は、自動車税の申告書と一体になっています。

市町への交付金(法第143条)

県に納められた自動車取得税の66.5%に相当する額は、市道・町道の延長及び面積にあん分して、各市町に交付されます。

自動車取得税の非課税、税率の特例

(法附則第12条の2の2、第12条の2の3、第12条の2の5)

対象車両		新車	中古車
電気自動車（燃料電池自動車を含む）		非課税 (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から45万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
天然ガス自動車 平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減		非課税 (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から45万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
プラグインハイブリッド自動車		非課税 (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から45万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
ガソリン自動車	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+40%達成	非課税 (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から45万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+30%達成	50%軽減（50%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から35万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+20%達成	50%軽減（50%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から25万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成	25%軽減（75%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から15万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成	20%軽減（80%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から5万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
LPG車	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+40%達成	非課税 (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から45万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+30%達成	50%軽減（50%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から35万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+20%達成	50%軽減（50%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から25万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成	25%軽減（75%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から15万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	乗用車 ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成	20%軽減（80%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から5万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
ガソリン自動車	車両総重量2.5t以下のバス・トラック ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+25%達成	非課税 (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から45万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	車両総重量2.5t以下のバス・トラック ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成	80%軽減（20%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から35万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	車両総重量2.5t以下のバス・トラック ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成	60%軽減（40%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から25万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	車両総重量2.5t以下のバス・トラック ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成	40%軽減（60%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から15万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)
	車両総重量2.5t以下のバス・トラック ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成	20%軽減（80%税率） (H31.4.1~R1.9.30)	取得価額から5万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)

対象車両		新車	中古車
ガソリン自動車	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック ☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成	非課税 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	取得価額から 45 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)
	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック (1) ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成 または (2) ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成	75%軽減 (25%税率) (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	取得価額から 35 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)
	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック (1) ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成 または (2) ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成	50%軽減 (50%税率) (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	取得価額から 25 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)
	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック (1) ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成 または (2) ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成	軽減なし	取得価額から 15 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)

対象車両		新車	中古車
ディーゼル自動車	クリーンディーゼル乗用車 平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制適合	非課税 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	取得価額から 45 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)
	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック 平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 または平成 30 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成	非課税 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック (1) 平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 または平成 30 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成 または (2) 平成 21 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成	75%軽減 (25%税率) (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック (1) 平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 または平成 30 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成 または (2) 平成 21 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成	50%軽減 (50%税率) (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし

対象車両		新 車	中 古 車
デ イ ゼ ル 自 動 車	車両総重量 3.5t 超のバス・トラック 平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 または平成 28 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成	非課税 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	※ハイブリッド車に限る。 取得価額から 45 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)
	車両総重量 3.5t 超のバス・トラック 平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 または平成 28 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成	75%軽減 (25%税率) (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	※ハイブリッド車に限る。 取得価額から 35 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)
	車両総重量 3.5t 超のバス・トラック 平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 または平成 28 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成	50%軽減 (50%税率) (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	※ハイブリッド車に限る。 取得価額から 25 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)
	車両総重量 3.5t 超のバス・トラック 平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 または平成 28 年排出ガス規制適合 かつ平成 27 年度燃費基準達成	軽減なし	※ハイブリッド車に限る。 取得価額から 15 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)

対象車両		新 車	中 古 車
ノンステップバス		取得価額から 1,000 万円 控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
リフト付きバス (乗車定員 30 人以上)		取得価額から 650 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
リフト付きバス (乗車定員 30 人未満)		取得価額から 200 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から 100 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
A S V	衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または 車両安定性制御装置搭載車両 車両総重量 3.5t 超 8t 以下のトラック	取得価額から 350 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ搭載車両 車両総重量 5t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 350 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または 車両安定性制御装置搭載車両 車両総重量 5t 超 12t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 350 万円控除 (H31. 4. 1～R1. 9. 30)	控除なし

	対象車両	新車	中古車
A S V	車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 3.5t 超 8t 以下のトラック	取得価額から 175 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 20t 超 22t 以下のトラック	取得価額から 175 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 5t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 175 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 5t 超 12t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 175 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 12t 超かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 175 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両 車両総重量 3.5t 超 8t 以下のトラック	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両 車両総重量 5t 超 12t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 3.5t 超 8t 以下のトラック	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 5t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 5t 超 12t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 3.5t 超 8t 以下のトラック	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 5t 超 12t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 3.5t 超 8t 以下のトラック	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
	衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 8t 超 20t 以下のトラック	取得価額から 350 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量 5t 超 12t 以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から 525 万円控除 (H31.4.1~R1.9.30)	控除なし	

※ ☆☆☆☆：平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成
☆☆☆：平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成または平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成

※ 「乗用車」及び「車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック」に係る中古車特例について、平成 27 年度エネルギー消費効率（JC08 モード燃費値）を算定していない自動車については、燃費基準値の達成度を次のとおり読み替えます。

- ・平成 32 年度燃費基準+40%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+110%達成
- ・平成 32 年度燃費基準+30%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+95%達成
- ・平成 32 年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+80%達成
- ・平成 32 年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+65%達成
- ・平成 32 年度燃費基準達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+50%達成
- ・平成 27 年度燃費基準+25%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+57%達成
- ・平成 27 年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+50%達成
- ・平成 27 年度燃費基準+15%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+44%達成
- ・平成 27 年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+38%達成
- ・平成 27 年度燃費基準+5%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+32%達成

※ 新車の「中量車」及び「重量車」の税率の特例について、地方税法の改正により平成 31 年 4 月 1 日から、それぞれ次の特例に変わりました。

- ・ 80%軽減（20%税率）⇒50%軽減（50%税率）
- ・ 60%軽減（40%税率）⇒50%軽減（50%税率）
- ・ 40%軽減（60%税率）⇒25%軽減（75%税率）